

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う 市営自転車駐車場の定期利用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、4月7日から5月6日まで外出自粛が要請されていることを踏まえ、市営自転車駐車場の定期利用の有効期間を無料で1か月延長することとします。

1 対象の利用者

市営自転車駐車場の定期利用者（4月現在）

2 今回の措置

有効期間の月を1か月延長します。

- 例) 【4月】の1か月定期 ⇒ 5月末日まで定期利用可能
 【2～4月】の3か月定期 ⇒ 5月末日まで定期利用可能
 【3～5月】の3か月定期 ⇒ 6月末日まで定期利用可能
 【4～6月】の3か月定期 ⇒ 7月末日まで定期利用可能

3 必要な手続き

今回は特にありません。

※有効期間の1か月延長後も、定期利用の継続を希望する方は、その月末に、各自営自転車駐車場で更新手続きをしてください。

現在			今回の措置（1か月延長）	
有効期間	継続更新期間		有効期間	継続更新期間
4月	4月20日から 4月30日まで ※日・祝除く	⇒	5月	5月20日から 6月1日まで ※日曜除く
5月	5月20日から 6月1日まで ※日曜除く	⇒	6月	6月20日から 6月30日まで ※日曜除く
6月	6月20日から 6月30日まで ※日曜除く	⇒	7月	7月20日から 7月31日まで ※日・祝除く

お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課長 酒井 博之 Tel 045-671-2775